

(答申第 49 号)

答申

個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外事項（個別事項）

次の事項は、個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外事項（岐阜県個人情報保護条例第 7 条第 1 項第 3 号該当）として適当と認める。

事務の名称

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等である患者の救急搬送体制の確保及び救急搬送事務

個人の種類

自宅療養者等及びその保護者

個人情報の提供先

自宅療養者等の居住地を管轄する消防本部

提供する個人情報の内容

自宅療養者等及びその保護者の住所、居所、氏名、年代、性別、連絡先

目的外に提供する理由

- ・消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）により、消防は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としており、市町村は当該市町村区域における消防を十分に果たすべき責任を有し、その消防事務を処理するため、消防本部等を設けなければならないこととされている。
- ・消防本部は、自宅療養者等から救急搬送要請があった場合には、適切な感染防止対策をとったうえで、迅速に救急搬送を行う必要があり、また、事前に自宅療養者等の情報を把握し、救急搬送要請に備えた人員体制を整えておく必要がある。
- ・そのため、県が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）第 15 条第 1 項に基づき収集した患者の個人情報を、消防本部に必要な限度で提供し、利用してもらう必要があり、岐阜県個人情報保護条例第 7 条第 1 項ただし書において、「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない」場合（同項第 3 号）には、個人情報の外部への提供を認めている。
- ・自宅療養者等は容体が急変するおそれもあり、個人の生命、身体の保護のため緊急を要することが認められる。

- ・「やむを得ない」かどうかは、守るべき個人の生命、身体等の安全という個人の権利利益と、その提供により侵害される個人の権利利益とを比較衡量して判断するものであるが、自宅療養者等の救急搬送体制の確保及び救急搬送のための個人情報の提供について、前者が後者を上回ることは明らかである。
- ・したがって、消防組織法に基づく事業のため、県が市町村に対して自宅療養者等の個人情報を提供することは、「個人の生命、身体の保護のため緊急かつやむを得ない」場合に当たり、条例第7条第1項第3号に該当するものであるから、市町村への当該提供は可能である。